

仕 様 書

1 業務名

公益財団法人広島平和文化センター取扱金に係る入金業務

2 契約期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約)

3 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 業務内容等

(1) 取扱金の種類

ア 広島平和記念資料館観覧料（広島市公金）

イ 広島国際会議場利用料

ウ 広島平和記念資料館売店売上金

エ 広島平和記念資料館音声ガイド売上金

オ 広島国際会議場売店等売上金

(2) 内容

ア 受注者は、広島国際会議場1階事務室内にオンライン入金機（以下「入金機」という。）を1台設置する。入金機の容量は、紙幣2,500枚、貨幣4,500枚以上、大きさは、幅70cm、奥行き65cm以内であるものとする。

イ 発注者は、一日の業務終了後、入金機に取扱金の種類ごとに現金を投入し、入金機取扱説明書に定める所定の操作により受注者あてに入金データを送信する。

ウ 受注者は、発注者によって送られたデータに基づく取扱金相当額を、翌銀行営業日の午前中に発注者が指定する銀行口座へ入金する。

エ 受注者は、入金機現金カセットを別表1「集金予定表」のとおり交換する。交換予定回数内での予定日の変更については、発注者と受注者協議のうえ決める。

オ 受注者は、現金カセットの交換にあたる現金輸送従業員として、責任感を持ち、且つ、誠実な者を選任するものとし、当該従業員には、常に顔写真付の身分証明書を携帯させる。また、受注者は輸送について、防犯に必要な特殊装備を施した専用車両により行うものとする。

5 委託業務の対象

本件業務の対象たる取扱金は、日本国の紙幣及び硬貨に限るものとする。

6 取扱金の受渡し

- (1) 本件取扱金は、入金機設置場所において、発注者が入金機に取扱金を投入し、且つ、投入した金額の確認など入金機の所定の操作を完了した時点をもって、受注者が取扱金を受領したものとみなし、当該現金は受注者に帰属する。
- (2) 受注者は前号の取扱金の受領に伴い、投入された金額と同額を翌銀行営業日の午前中に、発注者の指定する銀行口座宛てに送金する義務を負う。

7 受領金の振込

受注者は、6(1)により受領した取扱金を、翌銀行営業日の午前中に次に定める銀行口座へ送金する。ただし、機械故障等の不測の事態が発生し、翌銀行営業日の午前中に送金することができない場合は、受注者は可及的速やかに送金を完了すべく、復旧に努めるものとする。この場合、受注者はこの送金の遅れに起因する損害については、その責めを負わない。

(銀行名)	(口座名)	(口座番号)
広島銀行	公益財団法人広島平和文化センター	普通 3 1 3 1 5 4 9
本店営業部	会長 松井 一實	普通 2 5 6 3 9 4 1
		普通 1 2 1 9 8 6 3
		普通 2 5 6 3 9 7 5

8 入金機及びＩＤカードの管理について

- (1) 受注者は発注者に対し、入金機を操作するためのＩＤカードを必要数交付する。
- (2) 発注者は、受注者より交付されたＩＤカードの責任者を定めて厳重に管理使用するものとし、契約の終了時においては、これを速やかに受注者に返還する。なお、発注者が当該ＩＤカードの紛失により発生した損害は発注者の負担とし、受注者は責任を負わないものとする。
- (3) 当該ＩＤカードの紛失・破損等により、発注者が受注者に再発行を要請した場合は、受注者はこれを速やかに再発行する。なお、この再発行にかかる費用は発注者の負担とする。
- (4) 入金機の障害に対する受注者の対応については、次のとおりとする。

9：30～22：00	受付分	当日対応
22：00以降	受付分	受付日の翌日対応
12月31日～1月3日	受付分	受付日の翌日対応
- (5) 入金機は年に1度、受注者の負担で定期保守点検を行うこととし、この点検の実施に当たっては、発注者は受注者に協力するものとする。

9 事故発生の連絡

- (1) 発注者と受注者は本件業務に関し、事故発生の恐れがあること、または事故の発生を知ったとき、または入金機が故障したときは直ちに相手方に対し、その旨を連絡しなければならない。

- (2) 受注者は発注者から、入金機故障の連絡を受けたときには、速やかにこれを修理しなければならない。但し、受注者は入金機の故障ないし故障に起因する損害については、責めを負わない。

10 損害賠償

受注者は、本件業務の遂行にあたり、故意または過失により事故が生じ、発注者に対し損害を負わせたときは、その損害について賠償義務を負う。但し、損害には、受注者の故意又は重大なる過失による場合を除き、いかなる場合でも、発注者の営業が休止または阻害されたことなどを理由とする、逸失利益や間接的な損害を含めないものとする。

11 機密保持と防犯

発注者と受注者は相互に本件業務に関して知り得た相手方の業務内容および機密事項を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものについては、この限りではない。

- (1) 開示者から開示を受けた時点において、既に公知となっているもの。
- (2) 官庁等の公的機関からの命令または要請等の対象となったもの。

12 経費の負担

委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、以下の経費その他発注者が別に定めたものについては発注者が負担する。

- (1) 入金機用プリンターで使用する消耗品類
- (2) 電気代

13 入金機の移設・撤去

- (1) 入金機及びその関連機器の移設及び撤去は、受注者が実施する。
- (2) 発注者の都合による事務所の移転及び委託契約約款第16条第2項第1号による契約の解除に伴う入金機及びその関連機器の移設及び撤去費用は発注者の負担とする。
- (3) 委託契約約款第16条第2項第2号から第9号による契約の解除に伴う入金機及びその関連機器の撤去費用は、受注者の負担とする。

14 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後10日以内に、業務実施計画書を所定の様式により提出し、発注者の承認を受けなければならない。なお、提出内容に変更が生じた場合は、随時提出するものとする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、翌月の10日までに、所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の検査完了期日（期限）は、業務の完了した月の末日から起算して20日目（ただし、委託業務実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）までに検査を完了するものとする。ただし、これらの日が3月31日を超える場合は、

3月31日とする。

15 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

また、契約期間中にやむを得ない事情によって、本仕様書の内容変更の必要が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。